

2020年9月15日

## スチュワードシップ活動のご報告 (2019年7月～2020年6月)

SBIアセットマネジメント株式会社

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》は、平成26年2月26日に公表後、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」において平成29年5月29日に改訂されました。また同コードは、令和2年3月24日に「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」において再改訂されました。

当社は、再改訂された《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し、「スチュワードシップ方針」を公表しております。この方針に則り実施した、2019年7月から2020年6月までの活動状況をご報告いたします。なお、当社は外部委託による運用ファンドが大半を占めるため、当該活動の対象となるファンドは限定されています。

### 1. 対話取組状況

当社は、「対話を通して企業の成長に貢献する」を基本的な考え方とし、社会善となる方法で利益成長するよう対話を進め、企業価値の増大ひいてはファンドの中長期的成長につなげていくことを目的に投資活動を行っています。投資先企業の持続的成長及び価値向上に資するため、財務状態の把握にとどまらず、ガバナンスリスクを含め企業理念や経営陣の人物像に至るまで、総合的な観点から対話活動を推進しております。

企業との対話の主な視点は以下の通りとなります。

- ・ 日本の成長を支えていくキードライバーがあるか。
- ・ 株主、従業員、取引先への利益配分は適正か(株主や取引先に偏ることなくバランスの良い利益配分が出来ているか)。
- ・ 議決権行使の基本的な考え方(取締役の規模、社外取締役導入の有無、等)に合致しているか。
- ・ コーポレートガバナンスに関する体制は整備されているか。
- ・ 経営課題についての認識と対応策についての確認。
- ・ 事業環境 事業内容に関するリスクを把握しているか。
- ・ 反社会的勢力との付き合いはないか。

当社は、当期間に10社と個別面談(電話会議を含む)を行いました。主に経営幹部を対象に3社とスチュワードシップ方針に基づいた企業価値向上に向けた対話を行い、当社の考え

を伝えました。

## 2. 議決権行使の状況

議決権は、「[議決権行使方針](#)」に基づいて行使しております。同方針については、年1回の見直し作業を行っております。

株主総会における国内株式の議決権行使については、2019年7月から12月開催分80社、2020年1月から6月開催分347社の日本企業に対し議決権を行使しました。株主総会における会社提出議案数については、2019年7月から12月開催分659議案、2020年1月から6月開催分3,543議案あり、このうち反対した議案数はそれぞれ80議案、334議案となりました。会社提出議案に反対した主なケースは以下の通りです。

- ・ 社外役員としての基準を満たしていない社外取締役及び社外監査役の選任
- ・ 社外取締役の人数が規定に満たない(全体の5分の1未満)取締役会の構成
- ・ 社外役員への株式報酬導入
- ・ 社外役員に対する退職慰労金の支給

尚、議決権行使結果については、「[議決権行使結果](#)」に掲載していますので、ご参照ください。また、議決権行使結果に賛否の理由は公表していません。

## 3. ESG要素を含むサステナビリティに関する課題への取組みについて

当社は、顧客中心主義に基づく業務運営方針においてアクションプランを作成し、商品開発目標として「ITを活かしたESG商品の投入」を掲げました。同プランに沿って2019年5月30日に「ロンバー・オディエ・アセット・マネジメント」、「アフーマティブ・インベストメント・マネジメント・パートナーズ・リミテッド」が運用する外国籍投信を組入れた公募投信「SBI グローバル ESG バランス・ファンド(為替ヘッジあり/なし)(愛称:グリーンインパクト)」を設定し、サステナビリティやESG要素を考慮した商品を顧客に提供しています。

## 4. スチュワードシップ活動の振り返りと自己評価

企業との対話の実力向上については、形式的・画一的な質問になることなく、企業との対話の主な視点をコアにしつつ、投資先企業の持続的成長と中長期的につながる進めることで日々向上に努めて参りました。

議決権行使結果は、コンプライアンスオフィサーが確認し、必要に応じて改善を勧告するなどの対応を行っています。当期間については、特に問題はございませんでした。

以上